

堺市公報 第43号	平成30年10月26日発行
 堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 土壤汚染対策法第11条に基づく形質変更時要届出区域の指定全部解除について
【環境局環境保全部環境対策課】 1
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請について
【環境局環境保全部環境対策課】 2
- 道路法に基づく市道路線の区域決定及び供用開始について
【建設局土木部路政課】 7

<公告>

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について
【産業振興局商工労働部商業流通課】 9
- 農用地利用集積計画
【産業振興局農政部農水産課】 10
- 建築基準法第74条第2項において準用する同法第71条の規定に基づく公告
【建築都市局開発調整部建築安全課】 14
- 都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】 14
- 都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】 15
- 都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】 15
- 道路法第39条の2第7項の規定に基づく公告
【建設局土木部路政課】 16

告 示

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項に基づき、平成29年堺市告示第433号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年10月26日

堺市長 竹山修身

1 指定解除する形質変更時要届出区域

堺市堺区南島町一丁44番2、三丁141番1、141番2の各々の一部及び地先里道

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ふつ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

~~~~~

堺市告示第358号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

平成30年10月26日

堺市長 竹山修身

## 1 申請の概要

### (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

コスモ石油株式会社 代表取締役社長 田中 俊一  
東京都港区芝浦一丁目1番1号

### (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

コスモ石油株式会社 堺製油所  
堺市西区築港新町三丁16番地

### (3) 特定施設に関する事項

#### ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第51号イ 脱塩施設

1基

#### イ 能力

別表1のとおり

#### ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

#### エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

#### オ 使用時間の季節的変動

別表1のとおり

#### カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値

別表1のとおり

#### キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量

別表1のとおり

### (4) 汚水等の処理施設に関する事項

#### ア 使用開始年月日

別表2のとおり

#### イ 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

#### ウ 使用時間の間隔、1日当たりの使用時間及び使用時間の季節的変動

別表2のとおり

#### エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値

別表2のとおり

才 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

## 2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成30年10月26日から同年11月16日まで

(2) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堀市役所高層館4階

堺市環境局環境保全部環境対策課

別表1

| 種類                                       | 51号イ 脱塩施設 1基(TP-V201)   |      |      |
|------------------------------------------|-------------------------|------|------|
| 能力                                       | 原油処理能力<br>100,000バーレル/日 |      |      |
| 工事着手予定年月日                                | 許可後すぐ                   |      |      |
| 工事完成予定年月日                                | 平成31年10月15日             |      |      |
| 使用開始予定年月日                                | 平成31年10月20日             |      |      |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                      | 連続24時間                  |      |      |
| 使用時間の季節的変動                               | 特になし                    |      |      |
| 区分                                       | 単位                      | 通常   | 最大   |
| 水素イオン濃度                                  | -                       | 7~10 | 6~10 |
| 生物学的酸素要求量                                | mg/l                    | 140  | 170  |
| 化学的酸素要求量                                 | mg/l                    | 140  | 170  |
| 浮遊物質量                                    | mg/l                    | 94   | 100  |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量                          | mg/l                    | 44   | 100  |
| 窒素含有量                                    | mg/l                    | 16   | 24   |
| 燐含有量                                     | mg/l                    | 0.01 | 0.01 |
| フェノール類含有量                                | mg/l                    | 18   | 27   |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の通常の状態の通常の値及び最大の値 | m <sup>3</sup> /日       | 305  | 379  |
| 使用的1日当たりの通常の量及び最大の量                      |                         |      |      |

別表2

| 使用開始年月日                                           | 昭和57年7月1日              |      |      |
|---------------------------------------------------|------------------------|------|------|
| 種類                                                | 含油廃水処理施設(2WA)          |      |      |
| 構造                                                | 鋼製及びコンクリート製            |      |      |
| 能力                                                | 6000 m <sup>3</sup> /日 |      |      |
| 汚水等の処理の方法                                         | 凝集加工浮上及びろ過             |      |      |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                               | 連続24時間                 |      |      |
| 使用時間の季節的変動                                        | なし                     |      |      |
| 区分                                                | 単位                     | 通常   | 最大   |
| 水素イオン濃度                                           | -                      | 6~8  | 5~9  |
| 生物化学的酸素要求量                                        | mg/l                   | 87   | 95   |
| 化学的酸素要求量                                          | mg/l                   | 87   | 95   |
| 浮遊物質量                                             | mg/l                   | 39   | 25   |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量                                   | mg/l                   | 5    | 5    |
| 窒素含有量                                             | mg/l                   | 11   | 25   |
| 燐含有量                                              | mg/l                   | 0.19 | 0.27 |
| フェノール類含有量                                         | mg/l                   | 1.4  | 2    |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量 | m <sup>3</sup> /日      | 2299 | 5017 |

別表3

| 排水口名            | No.1              | No.2   | No.3    | No.4 |
|-----------------|-------------------|--------|---------|------|
| 項目              | 単位                | 通常     | 最大      | 通常   |
| 水素イオン濃度         | -                 | 6~8    | 5.8~8.6 | 6~8  |
| 生物化学的酸素要求量      | mg/l              | 7.3    | 15      | 10   |
| 化学的酸素要求量        | mg/l              | 7.3    | 15      | 10   |
| 浮遊物質量           | mg/l              | 5.9    | 16      | 5.8  |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 | mg/l              | 1      | 2       | N.D. |
| 窒素含有量           | mg/l              | 5      | 12      | 35   |
| 燐含有量            | mg/l              | 0.07   | 0.13    | 1.5  |
| フェノール類含有量       | mg/l              | 0.5    | 2       | N.D. |
| ベンゼン            | mg/l              | N.D.   | N.D.    | N.D. |
| 排出水の量           | m <sup>3</sup> /日 | 13,446 | 21,831  | 136  |

堺市告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年10月26日

堺市長 竹山修身

- |   |             |          |
|---|-------------|----------|
| 1 | 道 路 の 種 類   | 市道       |
| 2 | 路 線 名       | 別紙調書のとおり |
| 3 | 敷地の幅員及びその延長 | 別紙調書のとおり |
| 4 | 供用開始の区間     | 別紙調書のとおり |

## 市 道 路 線 区 域 決 定 調 書

| 整理番号 | 路線名       | 起終点                                  | 敷地の  |        | 備考 |
|------|-----------|--------------------------------------|------|--------|----|
|      |           |                                      | 幅員m  | 延長m    |    |
| #460 | 北野田226号線  | 東区北野田114番28地先<br>東区北野田114番26地先       | 4.70 | 45.02  |    |
| #944 | 引野66号線    | 東区引野町1丁120番1地先<br>東区引野町1丁120番1地先     | 4.70 | 39.51  |    |
| #721 | 鳳南66号線    | 西区鳳南町4丁390番地先<br>西区鳳南町4丁391番9地先      | 4.70 | 55.72  |    |
| 7688 | 深井東24号線   | 中区深井東町2648番30地先<br>中区深井東町2546番14地先   | 5.70 | 132.20 |    |
| #337 | 草尾92号線    | 東区草尾231番7地先<br>東区草尾227番5地先           | 5.00 | 25.02  |    |
| #943 | 日置荘原寺61号線 | 東区日置荘原寺町461番39地先<br>東区日置荘原寺町461番35地先 | 6.70 | 173.66 |    |
| #233 | 上野芝85号線   | 西区上野芝町7丁445番8地先<br>西区上野芝町7丁445番204地先 | 4.70 | 23.95  |    |
| #864 | 南花田66号線   | 北区南花田町248番8地先<br>北区南花田町248番7地先       | 4.70 | 52.05  |    |

公 告

堺市公告第662号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び西区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

平成30年10月26日

堺市長 竹山修身

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

おとりウイングス

堺市西区鳳東町七丁733番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

第一紡績株式会社

代表取締役 乾 義和

熊本県荒尾市増永1850番地

3 変更事項

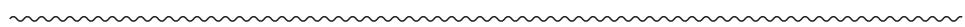
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

平成30年4月26日

5 届出年月日

平成30年10月11日



堺市公告第663号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のように  
おり公告する。

平成30年10月26日

堺市長 竹山修身

平成30年度 第7号

農用地利用集積計画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

平成30年10月4日

堺市

## 1 利用権設定登記申請

| 利用権の設定を受ける者(借り手) |       | 利用権を設定する登記地 |     |      | 利用権を設定する者(貸し手)      |                   |        | 設定する利用権           |                        |    |    |        |         |
|------------------|-------|-------------|-----|------|---------------------|-------------------|--------|-------------------|------------------------|----|----|--------|---------|
| 住所               | 氏名    | 所在          | 地番  | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                | 氏名     | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容                     | 始期 | 終期 | 借賃料(円) | 借賃の支払方法 |
| 堺市東区野尻町275番地45   | 高瀬 貞俊 | 東区石原町2丁     | 235 | 田    | 1,292               | 堺市北区金剛町330番地      | 西川 孝   | 使用貸借による権利         | 平成30年12月1日~平成35年11月30日 | ~  | ~  | ~      | ~       |
|                  |       |             |     |      |                     | 堺市堺区北三国ヶ丘町4丁1番3号  | 神山 千世子 | ~                 |                        |    |    |        |         |
|                  |       |             |     |      |                     | 大阪市東住吉区立全8丁目6番21号 | 辻施 純子  |                   |                        |    |    |        |         |
|                  |       |             |     |      |                     | 堺市北区金剛町1001番地3    | 井上 洋子  |                   |                        |    |    |        |         |
|                  |       |             |     |      |                     | 羽曳野市堅山213番地       | 藤岡 涼美  |                   |                        |    |    |        |         |
|                  |       |             |     |      |                     |                   | 5名     |                   |                        |    |    |        |         |
|                  |       |             |     |      |                     |                   | 1筆     |                   |                        |    |    |        |         |
|                  |       |             |     |      |                     |                   | 1名     |                   |                        |    |    |        |         |

**使用貸借****2 共通事項（利用権設定関係）**

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

**(1) 解約権の留保の禁止**

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

**(2) 転貸又は譲渡**

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

**(3) 修繕及び改良**

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

**(4) 租税公課の負担**

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

**(5) 目的物の返還**

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

**(6) 利用権に関する事項の変更の禁止**

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

**(7) 利用権取得者の責務**

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

**(8) その他**

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

堺市公告第664号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第74条第1項の規定に基づき建築協定の変更について申請があったので、同条第2項において準用する同法第71条の規定により公告するとともに、下記建築協定に係る建築協定書を縦覧に供する。

平成30年10月26日

堺市長 竹山修身

1 建築協定の名称 庭代台1丁B団地建築協定

2 建築協定区域 堺市南区庭代台1丁48-11ほか62筆

3 申請者（代表申請者） 堺市南区庭代台1丁48-45  
万前幹子

4 縦覧場所 堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課

5 縦覧期間 平成30年10月26日から  
平成30年11月15日まで

堺市公告第665号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月26日

堺市長 竹山修身

1 開発区域  
北区北花田町四丁106番2及び106番18の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府松原市天美我堂6丁目3番20号  
北田 登美子

~~~~~

堺市公告第666号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月26日

堺市長 竹山修身

1 開発区域

堺区柏木町三丁48番の一部及び55番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市堺区西湊町4丁3番8号
川端 文子

~~~~~

堺市公告第667号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月26日

堺市長 竹山修身

1 開発区域

美原区小平尾1252番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市美原区小平尾1059番地26  
宙駒教

代表役員 野瀬 泰良

堺市公告第668号

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月26日

堺市長 竹山修身

1 入札事務担当課

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建設局土木部路政課

電話 072-228-7417

FAX 072-228-8865

2 概要

(1) 入札対象施設等

アスファルト舗装で平面利用の無人機械式自転車等駐車場とする。

ただし、自転車の他に、一部を原動機付自転車、自動二輪車の無人機械式駐車場（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第9号に規定する施設）とすることを必須とする。また、立体駐輪場や自動車駐車場とすることは認めない。

(2) 道路の占用の場所

① 所在地 大阪府堺市堺区南田出井町1丁地内（北花田口高架橋高架下）

② 占用面積 456.58m<sup>2</sup>

外周をコンクリートブロック（歩道橋付近はフェンス）等で囲まれた範囲（フェンス、コンクリートブロックを含む。）とする。ただし、高架橋の橋脚部分、歩道橋、既設照明灯、自治会掲示板がある部分は除く。周囲は府道堺大和高田線の車道（幅員約5m）である。

(3) 道路の占用の開始の予定期

平成31年4月の予定

(4) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求め  
る措置

① 高架下における次の確認事項を実施し、異常があった場合は速やかに堺市へ報告

すること。

- ・橋脚、橋梁、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、剥離、変形等の有無の確認
  - ・高架の道路からの落下物の有無の確認
  - ・不法占用、不法投棄、落書き等の有無の確認
- ② 占用区域内における清掃、除草等の維持管理その他当該道路の管理上必要と認められる措置を行うこと。
- ③ 占用区域内の構造物（外周フェンス、橋脚に設置されている排水管、排水構造物、既設照明灯、電線管、自治会掲示板等）が破損した場合の復旧及び不法占用、不法投棄の対応については、占用者が実施すること。なお、復旧工事が必要な場合は、事前に堺市と協議を行うこと。
- (5) 認定の有効期間  
10年
- (6) 占用料の額の最低額  
744,796円（年額）
- (7) 入札占用指針の交付  
堺市ホームページ（<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/doro/keikaku/>）からダウンロード又は堺市堺区南瓦町3番1号 堀市役所高層館18階 堀市建設局土木部路政課で交付

### 3 入札参加資格

- (1) 入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること。
- (2) 入札対象施設等のための占用が、法第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであること。
- (3) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと。
- (4) 入札占用計画の提出者（提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。）が、次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
- ① 道路占用許可の手続を履行する能力を有しないと道路管理者が認めるとき。
  - ② 道路の占用に係る占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認めるとき。
  - ③ 法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき。
  - ④ 法第73条第1項の規定に基づく督促状による督促をしているとき。
  - ⑤ 法人税、所得税、消費税又は地方消費税の滞納があるとき。
  - ⑥ 本市が課税する市税の滞納があるとき。
- ⑦ 堀市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を含む。）を受けている者
- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第

- 6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- ⑨ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - ⑩ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - ⑪ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - ⑫ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - ⑬ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適当であると道路管理者が認めるとき。
  - ⑭ 設備故障、苦情等に24時間対応が可能なコールセンターを有していないとき。
  - ⑮ 不正又は不誠実な行為をするおそれがあると本市が判断する者

#### 4 入札占用計画の作成等

##### (1) 入札占用計画の作成要領

表1により、作成すること。提出された入札占用計画を審査し、入札対象施設等のための道路の占用の許可を行うことの可否を判断する。

なお、提出された入札占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがある。また、本入札占用指針において示した事項以外の内容を含む入札占用計画については、無効とすることがある。

表1(入札占用計画に関する提出物一覧)

| 様式                                    | 留意事項                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入札占用計画（本市指定の様式を使用）<br>(添付図面必要)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「占用計画期間」は10年とする。</li> <li>② 「占用の期間」の欄には、①の期間に合わせて占用の開始の時期、占用の終了の時期を記載している。また、5年ごとに占用許可の更新手続が必要となる。</li> <li>③ 「添付図面」については様式の下部にある記載要領を参照すること。</li> <li>④ 印鑑登録されている印で押印すること。</li> </ul> |
| 入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他措置（本市指定の様式を使用） | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設等の管理、安全対策等の実施体制、方法等を記載すること。</li> <li>② 日常的な道路の点検、占用区域内の清掃等について、実施体制、方法等を記載すること。</li> </ul> <p>※ 占用入札に参加するための必須事項となるので必ず記載すること。その他、道路の管理に資する取組があれば併せて記載すること。</p>                      |

|                                    |                                                                     |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 法人概要（本市指定の様式を使用）及び役員名簿（本市指定の様式を使用） | 事業の内容、役員の氏名等を記載すること。<br>なお、個人の場合は、不要であり、役員名簿により、氏名、生年月日等を記載すること。    |
| 災害等非常時における連絡体制（本市指定の様式を使用）         | 占用者（代表者、現場管理者、施設管理者等）及び工事請負事業者（工事責任者、現場監督者等）から道路管理者への連絡体制図等を記載すること。 |
| 暴力団排除に関する誓約書（本市指定の様式を使用）           | 記載事項を確認の上、氏名等を記載すること。<br>印鑑登録されている印で押印すること。                         |
| 堺市税納付状況確認同意書（本市指定の様式を使用）           | 市外在住の方も必要。日付は入札占用計画と同じ日付を記入すること。<br>印鑑登録されている印で押印すること。              |
| 税務署発行の国税の納税証明書                     | 提出時点で発行後、1か月以内の原本に限る。<br>提出者が法人の場合は「その3の3」を、個人の場合には「その3の2」を提出すること。  |
| 印鑑証明書                              | 提出時点で発行後、3か月以内の原本に限る。                                               |
| 法人登記履歴事項全部証明書（提出者が法人の場合）           | 提出時点で発行後、3か月以内の原本に限る。                                               |
| 住民票（提出者が個人の場合）                     | 提出時点で発行後、3か月以内の原本に限る。                                               |

## (2) 入札占用計画の提出期限、場所及び方法

## ① 提出期限

平成30年11月22日17時【必着】

期限までに以下の提出先に到達しなかった場合には、いかなる理由があっても受理しない。

## ② 提出先

〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所高層館18階 堀市建設局土木部路政課企画調整係

電話 072-228-7417（直通）

## ③ 提出方法

上記②へ持参又は送付（書留郵便又は信書便に限る。）すること。メール、FAXによる提出は不可。

## ④ 提出物

表1（入札占用計画に関する提出物一覧）のとおり。

## 5 入札までの流れ

### (1) 担当部局

〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市役所高層館18階 堺市建設局土木部路政課企画調整係  
電話 072-228-7417 (直通)  
E-mail rosei@city.sakai.lg.jp

### (2) 入札占用指針現地説明会の開催

#### ① 開催日時

平成30年11月14日 (時間は参加申込者へ別途通知)

#### ② 集合場所

参加申込者へ別途通知

#### ③ 参加申込方法

本市指定の様式を使用に必要事項を記載の上、メール又は郵送で申し込むこと。

#### ④ 参加申込期間：平成30年11月12日まで（必着）

※ この説明会に不参加の場合でも、入札占用計画の提出は可能。

### (3) 入札占用指針に関する質問書

入札占用指針の内容について質問がある場合には、書面（本市指定の様式を使用）にて質問を受け付ける。

質問書に対する回答は、堺市ホームページ

(<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/doro/keikaku/>) にて閲覧に供することとする。

なお、入札の公平性を確保するため、提出された入札占用計画についての個別の質問等について回答は行わない。

#### ① 質問書の提出方法

郵送又はメールによる。

#### ② 提出先

〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市役所高層館18階 堺市建設局土木部路政課企画調整係  
電話 072-228-7417 (直通)  
E-mail rosei@city.sakai.lg.jp

#### ③ 質問書の申込期間

平成31年1月18日17時まで

(ただし、入札占用計画の作成に関する質問は、平成30年11月15日17時まで)

### (4) 入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画に基づき、占用入札参加資格の有無を確認し、書面をもつて、通知する。

なお、占用入札参加資格要件を満たしていない者に対しては、理由を付して通知す

る。

また、占用入札参加資格要件を満たさない理由について、書面にて説明を求めることができる。この説明を求める場合は、本市指定の様式を使用に必要事項を記載の上、提出すること。

① 質問書の提出方法

郵送又はメールによる。

② 提出先

〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所高層館18階 堀市建設局土木部路政課企画調整係

電話 072-228-7417 (直通)

E-mail rosei@city.sakai.lg.jp

③ 質問書の提出期限

平成31年1月18日17時

## 6 入札の実施

### (1) 入札書の提出

占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、本入札占用指針を熟覧の上、下記のとおり入札書を提出すること。

なお、以下の提出日時までに入札書（本市指定の様式を使用）を提出しない者は、本入札に参加することができない。

① 提出方法

ア 持参又は送付（書留郵便又は信書便に限る。）すること。メール、FAXは不可。

イ 入札書を持参する場合には、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、代表者名（個人の場合は氏名）を表記し、提出すること。

なお、提出するに当たっては、道路管理者により占用入札参加資格があることの確認を受けた通知書（以下「占用入札参加資格確認通知」という。）を持参すること。

ウ 送付により入札書を提出する場合は、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、占用入札参加資格確認通知と封かんした入札書を同封すること。

エ 代理人が入札に参加する場合においては、入札書に加えて、委任状（本市指定の様式を使用）を提出すること。

② 提出期限

持参の場合：平成31年1月25日17時

送付の場合：平成31年1月25日（必着）

③ 提出先

〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所高層館18階 堀市建設局土木部路政課企画調整係

電話 072-228-7417 (直通)

(2) 入札に当たっての注意事項

- ア 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人が記載、押印すること。
- イ 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え、又は撤回することはできない。
- ウ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(3) 開札日時、場所

① 日時

平成31年1月29日10時

② 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堀市役所高層館18階 堀市建設局土木部路政課

- ア 来庁の際には、電車、バス等の公共交通機関を利用すること。
- イ 入札当日の受付は、入札開始時刻の20分前から行う。
- ウ 入札会場への入場は、参加者1者につき、2名までとする。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 占用入札参加資格のない者のした入札
- イ 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 指定の時刻までに提出しなかった入札
- エ 所定の入札書によらない入札
- オ 記名、押印を欠く入札
- カ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、そのすべての入札
- キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
- ク 委任状の提出がない代理人がした入札
- ケ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- コ 入札金額を訂正した入札
- サ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

(5) 入札の延期等

入札者（代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。）が連合し、又は不穏の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(6) 開札

開札は、入札者を立ち会わせて行う。やむを得ず入札者以外の者を立ち会わせる場合には、委任状（本市指定の様式を使用）を提出すること。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

- ① 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

② 入札者は、開札場に入場した後においては、入札関係職員がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできない。

③ 開札をした場合において、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札者は道路管理者が定める時刻までに再度の入札書を提出すること。ただし、開札に立ち会わなかつた者は、再度の入札に参加することはできない。

(7) 落札者の決定方法

① 有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料の額をもって入札額として申し出た者を落札者と決定する。占用料の額は1年間における占用料の額であり、入札額として申し出た当該額の多寡を比較するものとする。

② 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、道路管理者は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

③ 当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。

(8) 落札者決定の通知、公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占用の場所、落札額、入札占用計画の認定予定日を通知する。また、堺市ホームページに入札の実施結果（道路の占用の場所、開札結果（落札、不調等の別）、落札者（個人の場合は「個人」とする。）、落札額）を公表する。

(9) 落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合、落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消す。

また、辞退した者は、同一物件に再入札があった場合でも参加はできない。

なお、落札者決定を取り消した場合は、他の入札者を繰り上げて落札者とする。

## 7 入札占用計画の認定

(1) 認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた入札占用計画（以下「認定入札占用計画」という。）の提出者（個人の場合は「個人」とする。）等について、堺市建設局土木部路政課に備え付けるとともに、堺市ホームページに掲載する。また、落札者に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知する。

なお、警察署、消防署等との協議の結果等を踏まえ、入札占用計画を認定するに当たってその内容の修正を求めることがある。

(2) 認定入札占用計画の変更

災害等による道路状況の変化により入札対象施設等の構造を変更する場合、景況に

による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要がある。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、警察から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがある。

### (3) 認定の取消し

認定入札占用計画の提出者（以下「認定計画提出者」という。）に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合、認定計画提出者が無効の入札を行ったことが明らかになった場合その他認定計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消す。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがある。

## 8 道路の占用の許可

### (1) 占用許可申請手続

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占用許可申請を行う。

#### ① 申請窓口

〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所高層館18階 堀市建設局土木部路政課占用係

電話 072-228-7417（直通）

#### ② 申請書類

ア 道路占用許可申請書

イ 認定された入札占用計画

ウ 入札占用計画認定通知（写し）

エ 委任状（代理申請の場合のみ）

オ その他道路管理者が必要であると認める書類（自転車駐車場料金表、道路法第24条申請書等）

#### ③ 申請期限

ア 占用許可申請は、入札占用計画の認定日から15日以内に行うこと。

イ 特段の理由無く、占用許可の申請手続を行わない場合や平成31年4月1日までに占用許可が得られなかった場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがある。

### (2) 占用許可の条件

① 道路に関する維持管理又は工事を行うため、あるいは占用物件の利用状況等確認のため実地調査等する場合は、道路管理者（堺市）が占用区域内に立ち入ることを妨げないとともに、道路管理者の指示に従うこと。

② 堀市の道路（高架橋、歩道橋を含む。）に関する工事により必要があるときは、直ちに許可を受けた者の費用で堺市の指示するとおり占用施設の改築、移転、除却又は原形復旧を行うこと。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場

合には、占用者は占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。

- ③ 堺市が北花田口高架橋・歩道橋の点検や補修工事を行う場合は協力すること。この際、足場の設置等が必要な場合は、一時駐車場経営の休業を求める場合がある。
- ④ 占用者は、占用区域内の日常的な点検、清掃、除草等を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに道路管理者に報告し、その指示に従うこと。
- ⑤ 占用許可期間満了又は占用許可の取消し等の場合は、期間満了日まで又は堺市が指示する期間内に、占用者の責任において、原状回復措置をとること。ただし、次期公募により決定する占用許可申請者との間で占用物件の譲渡等について協議が整う場合は、占用物件の残置を認める場合がある。なお、当該譲渡等については当事者間で協議するものとし、堺市は一切関与しない。
- ⑥ 次期公募がない場合、堺市と占用者との間で協議が整えば、アスファルト舗装、柵等の占用物件の一部について残置を認める場合がある。
- ⑦ 占用許可期間満了又は占用許可の取消し等の際は、事前に堺市と占用者で立会の上、橋脚や外周のフェンス等の破損個所の確認を行うものとする。破損があった場合は、占用者が補修工事を行うこと。
- ⑧ 法、駐車場法（昭和32年法律第106号）、堺市屋外広告物条例（平成7年条例第38号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の関係法令を順守すること。
- ⑨ 当該物件を転貸することや権利を譲渡することはできない。なお、占用許可の条件に違反した場合は、占用許可を取り消すことがある。
- ⑩ 事務所等の建物の建築は認めない。また、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はない。
- ⑪ 自転車等駐車場や駐輪中の自転車等への落書きや投石、盜難等による損害については、堺市は責任を負わない。

### (3) 占用許可の期間

平成31年4月1日から平成41年3月31日まで占用を認める。ただし、5年ごとに更新の手続が必要となり、更新に当たっては事業継続の意思確認をするとともに、当該施設が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反がないことなどを確認する。

### (4) 占用料の額及び支払方法

- ① 占用料の額（年額）は、認定入札占用計画の提出者が入札において申し出た額とする。
- ② 土地の価格の上昇又は堺市道路占用料条例（昭和28年条例第9号）別表の占用料の改定に伴い、算出した占用料の額が、落札額を上回った場合には、改定後の占用料の額を適用して徴収する。
- ③ 占用料の支払は、初年度の占用料においては、当該年度分を占用の開始までに支払い、次年度以降の占用料においては、各年度分を当該年度の5月31日までに支払うものとする。なお、支払方法については占用許可の際に説明する。

- ④ 占用開始又は終了の日が年度途中である場合は、同年度の占用料は月割計算とする。この場合において、この期間が1月末満であるとき、又はこの期間に1月末満の端数があるときは1月として計算する。ただし、堺市道路占用料条例が改正され占用料の算定方法が変更された場合は、これに従って占用料を算定する。その他、占用料の算定に関しては堺市道路占用料条例に基づき算定する。
- ⑤ 指定された期日までに占用料が納付されない場合には、堺市道路占用料条例に基づき延滞金を徴収する場合がある。
- ⑥ 既納の占用料は還付しない。占用者に年度途中で占用を終了する事情がある場合も同様とする。

## 9 特記事項

- (1) 自転車等駐車場工事は、占用許可後に占用者の負担で行うものとする。工事に伴い必要となる、法（道路法第24条申請）、道路交通法（昭和35年法律第105号）（道路使用許可申請）、堺市屋外広告物条例、消防法等の許認可手続を行うこと。  
また、消防用設備の設置については、堺消防署予防課（堺市堺区市之町西1丁1番27号）まで確認すること。
- (2) 自転車等駐車場内の看板は、駐車場の外（車道）にはみ出さないよう注意すること。
- (3) 周辺の有料自転車駐車場の経営にも配慮した料金設定とすること。具体的には、当該自転車等駐車場から半径200m以内の有料自転車駐車場の料金（駐輪後24時間最大料金、60分当たりの時間単価、月極料金等）と同等の料金とし、単独で突出した低い料金とはしないこと。
- (4) 自転車等駐車場の周囲には柵を設置すること。既存の柵を利用することは可能だが、腐食等の状況を確認すること。

自転車等駐車場予定地は、現状のままで、占用許可をする。既存の工事用フェンス等があるが、これらは占用者の負担で処分すること。

予定地東側には、フェンス（H=1.2m）と堺市職員が出入りするための門扉（片開き・幅1m程度）を設置すること。

また、自転車等駐車場の工事の際、地中にコンクリート塊等があった場合は、占用者の負担で処分すること。

騒音を考慮し原動機付自転車、自動二輪車の駐車位置は、予定地北側の戸建住宅から離れた位置にする、戸建住宅の前には目隠しフェンスを設置するなど、周囲の居住者に配慮すること。

- (5) 駐輪用のラックは、個々の自転車の車輪をロックする型式の自転車駐輪用ラック、又は個々の原動機付自転車・自動二輪車にチェーンでロックする型式のものとする。  
(自転車等駐車場の出入口にゲートは設置しないこと。本市の工事用車両が進入する場合がある。)

橋脚や橋桁への自転車駐輪用ラック等の占用物の添架・設置は原則不可とする。

- (6) 自転車等駐車場出入口は、①既存の出入口②堺市西部地域整備事務所の裏側に新設

する出入口（幅4mとする。）③歩道橋横の出入口（人のみの利用とする。）の3か所とする。①②の出入口の両脇のフェンスは見通しを良くするため2m程度撤去すること。③は車道との段差解消のためコンクリートブロックの交換（切下げ）やアスファルト舗装等を行うこと。

堺市が北花田口高架橋・歩道橋の定期点検（5年に1回以上の頻度で行う。）や補修工事を行う場合、工事用車両が進入できるよう、出入口に車止めを設置する場合には、可動式（抜き差し可能なもの）の車止めを設置すること（設置しなくても可）。

また、①②の出入口の先には幅3mの通路を確保すること。

自転車等駐車場内の通路の位置は、利用者が橋脚に頭をぶつけないよう、橋脚までの高さを考慮した位置にすること。

また、利用者の安全確保のため外側線、歩行者横断指導線、文字表示（自転車出入口注意）を設置すること。

(7) 現在、雨水排水用に各橋脚に設置されている排水管とコンクリートトラフがある。自転車等駐車場工事の際は、この排水管からの雨水排水先を確保すること（現在設置されているコンクリート製トラフは撤去して、別の方法で排水機能を確保しても構わない。）。また、このコンクリート製トラフを再利用する際は、利用中に破損しても堺市は責任を負わない。

(8) 敷地内には、コンクリート製トラフ・排水管のほか、占用区域の西側（南海電鉄高野線側）近くに自治会掲示板、歩道橋近くに照明柱・地中電線管がある。自転車等駐車場工事の際には、これらを撤去・破損させないよう注意すること。これらの点検のために堺市職員が自転車等駐車場内に立ち入り、作業を行うことがある。

また、自転車等駐車場工事中に工事車両が橋脚や橋桁に接触したり、自動二輪車等が接触するなどして橋脚を破損させた場合は、占用者は、補修と補強の工法について検討し、必要に応じて構造計算等を実施の上、補修工事を実施すること。

(9) 現在、電気、水道、ガスの引込みはない。また、新規に設置する照明灯や料金支払い機（精算機）等に関する光熱水費は占用者の負担とする。

(10) 故障や苦情等に24時間対応するコールセンターを設置し、連絡先を駐車場内に表示すること。また、周辺住民や利用者からの苦情等については責任を持って対応すること。堺市から苦情の対応要請があった場合も同様とする。

(11) 自転車等駐車場と無関係な飲料等の自動販売機の設置等は認めない。

(12) 堀市が北花田口高架橋・北花田口歩道橋の定期点検（5年に1回以上の頻度で行う。）や補修工事を行う場合は協力すること。この際、足場の設置等が必要な場合は、一時又は部分的に自転車等駐車場経営の休業を求める場合がある。

平成31年3月末まで北花田口歩道橋の補修工事のため自転車等駐車場内の歩道橋付近に足場を設置する予定。このため、自転車等駐車場の工事は足場が撤去された後（平成31年4月の予定）に行うこと。

北花田口高架橋についても別途、補修工事の実施予定がある（時期は未定）。

一時又は部分的に自転車等駐車場経営の休業する場合は、占用者から、その旨を利

用者に周知すること。

- (13) 自転車等駐車場区域内（占用区域内）における工事着工前からの破損（例：橋脚に設置されている排水管の継目がはずれかけている、フェンスが破損している等）があった場合は占用者で自転車等駐車場工事の際に補修工事を行うこと。
- (14) 立体駐輪場の設置は出来ない。また、自転車等駐車場内はアスファルト舗装とする。また、必要であれば高架橋へのネット設置等の鳥害対策を占用者の負担で行うこと。  
大雨時の高架上からの漏水や橋桁の結露等による水滴の落下が発生することがあるので、自転車等駐車場の運営時には適宜、配慮すること。
- (15) 本入札占用指針に記載されている埋設物等に関する記載内容に現状と相違がある場合は現状が優先する。また、自転車等駐車場予定地内に隠れた瑕疵があることがわかった場合でも、堺市は責任を負わない。占用面積や占用料に関する異議は認めない。
- (16) 自転車等駐車場工事着工前に、大阪ガス(株)幹線管理部中央保全チーム大阪他工事グループ及び南部導管部保全チーム他工事堺グループ（情報室）に工事通知を提出すること。

## 10 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 入札占用計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された入札占用計画の内容変更、差替え及び再提出は認めない。ただし、道路管理者から補正指示等を行う場合はこの限りではない。
- (4) 提出された入札占用計画について、提出者に無断で二次的な使用はしない。ただし、占用入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供することがある。
- (5) 認定した入札占用計画の内容については、堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）により、公開対象となる場合がある。
- (6) 認定しなかった入札占用計画は、原則として返却しない。なお、返却を希望する場合には、入札占用計画を提出する際にその旨を申し出ること。